

保護者の皆様へ

＜＜災害給付金を受ける際の手続きについて＞＞

学校生活（授業や部活動など）や登下校中に怪我をしたり、事故に遭い病院を受診したりした場合は、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度による給付金を受け取ることができます。（医療費の総額が実費で 1,500 円以上のもの）怪我などをした場合は、速やかに担任または保健室の方へご連絡くださるようお願いいたします。

＊ただし、自動車事故により相手側から損害賠償を受けた時や、第三者加害行為の災害による怪我の場合は請求できないことがあります。

手続きに必要な書類は保健室から学生本人に渡し、その際に手続きに必要な事項を説明しておりますので、保健室へ用紙を取りに行くようお子様にお伝えください。保護者の方が取りに来られてもかまいません。（注：学校から書類は郵送しておりません）

＊医療等の状況は被災学生（保護者）が月末または治療完了後に医療機関等で記入押印してもらい、保健室に提出してください。

＊調剤報酬明細書は、保険薬局で薬剤の支給を受けたときに必要です。

＊治療用装具・生血明細書は、治療用装具を利用したときに必要です。領収書のコピーも添付してください。

＊高額療養状況の届は、1 ヶ月の医療費が 7000 点を超える場合に必要となります。

給付金はすべての書類がそろい、手続きが完了した後、約 2～3 ヶ月で指定の口座に振り込みされます。

ただし、災害給付を受ける権利は 2 年間で時効のため、給付事由が発生した日から 2 年間手続きを行われない場合は、時効により消滅することになっておりますので、ご注意ください。（催促のご連絡等はいたしません）

以上、ご不明な点がありましたら、保健室までご連絡ください。

釧路工業高等専門学校 保健室
TEL 0154-57-7236